

序章 研究の趣旨、方法と主な内容 —子どもにハームレスな子育て期の働き方とは—

1 調査研究の背景と目的

2014年3月、インターネットで見つけたベビーシッターに預けた2歳の男児が死亡する事件は、日本社会に大きな衝撃を与えた。ぎりぎりの収入の中で少しでも賃金を増やそうと、シングルマザーの母親は、夜遅くまでの飲食店勤務をこなす中の事件だった（朝日新聞 2014年7月26日）。事件の直後には、「仕事のために子どもを犠牲にしている」、「見知らぬ男に子どもを預けるなんて母親の責任放棄だ」等、母親を非難する声がネットで上がっている。また、この事件をきっかけに、自分の働き方を見直した母親も少なくないと聞く。しかし、この事件は、母親の無責任によって生じたものというよりも、保育所の不足、母子世帯の深刻な貧困、夜型生活がもたらす非典型時間帯勤務の増加、パート就業者の低賃金問題、子どものウェルビーイング（well-being）保護に対する制度的不備等、多くの深層的問題が絡んだものと思われる。

この事件はまた、子育て期の女性の就業が子どもに及ぼす影響の重大さについて、警鐘を鳴らしたものと見える。子どもを劣悪な保育環境下に置きながらの母親の就業は、取り返しの付かない死亡事故につながるリスクもあることを改めて思い知らされた。

子どもは、社会にとって大切な未来の財産である。子どものウェルビーイングを犠牲にした上での女性の職場進出は、政府も、企業も、個人も望んでいないはずである。子どもの死亡事故を招くような働き方はもちろんのこと、子どもの健康を損なったり、心身の発達を阻害したりするような子育て期の働き方は、回避されるべきものである。本人の働く能力と意欲を最大限に発揮しながらも、母親たちが「子どもにハームレス（harmless）な子育て期の働き方」を実現できるよう、社会全体が様々な支援制度でサポートすることが求められている。しかし、「子どもにハームレスな子育て期の働き方」とは何かについて、未知の部分が多い。出産後の復帰タイミング、母親の就業時間、就業形態と子どものウェルビーイングとの関係についても多くの謎が残っている。

そこで、本資料シリーズは、子どものウェルビーイングを研究の焦点の1つとして、子どものウェルビーイングを低下させない母親の就業パターンについて探してみたい。

なお、本資料シリーズは、JILPT のプロジェクト研究「子育て中の女性の就業に関する調査研究」の2014年度研究成果の1つとして取りまとめられたものである。前段の研究成果として、JILPT 労働政策研究報告書 No.159『子育てと仕事の狭間にいる女性たち—JILPT 子育て世帯全国調査2011の再分析』が2013年6月に公表されている。

2 研究方法

本資料シリーズは、JILPT が 2011 年と 2012 年に行った「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」¹（略称：「子育て世帯全国調査」）に対する再分析の結果を中心に、子育て中の母親のウェルビーイングをめぐる現状や、母親の就業パターンは、母親自身および子どものウェルビーイングにどのような影響を及ぼしているのか等について、総合的に分析するものである。

3 各章の要旨

本資料シリーズは、大きく 3 つのパートに分けられる。パート 1（第 1～3 章）は、子どものウェルビーイングについての研究成果である。パート 2（第 4～5 章）は、母親のウェルビーイングにフォーカスした議論である。パート 3（第 6 章）は、母親が望む子育て・就業支援についての分析である。各章の分析から得られた主な知見は以下の通りである。

（1）子どものウェルビーイングについて

- ア) 母親の就業が子どもに負の影響を与えるのは一部のケース（子どもが乳児期での早すぎる仕事復帰や、不規則勤務または質の悪い保育サービスを利用しながらの就業等）に止まり、子どもが満 1 歳以降の時期における母親の就業は、子どものウェルビーイングに影響しないか正の影響を与えている（第 1 章）。
- イ) 母親の夜間等非典型時間帯での就業をしている場合は、子どもへの時間的インプットが減少する一方、経済的インプットには影響が生じていない。このことは、子どもと過ごす時間と引き換えに、非典型時間帯労働をする必要のない世帯とほぼ同水準の支出を子どものために行っていることを意味する（第 2 章）。
- ウ) 若年出産によって生まれた子どものウェルビーイングは、他のグループに比べて低い（不健康、成績不振、不登校）。しかし、それは若年出産そのものによるものではなく、若年出産によって引き起こされる母親の低学歴、無配偶、低所得を通じて複合的に子どものウェルビーイングを悪化させている（第 3 章）。

（2）母親のウェルビーイングについて

- ア) 本人の希望に沿わない就業形態で働く「不本意型」就業者は、「本意型」就業者よりもウェルビーイングが低い（低生活満足度、悪い主観的健康度、うつ状態になりやすさ）（第 4 章）。
- イ) 既婚マザーに比べて、シングルマザーのウェルビーイング（幸福度、うつ指標、健康度の自己評価、暮らし向きのゆとり感）が低い。経済的困難は、両者のウェルビーイン

¹ 詳細は、JILPT 調査シリーズ No.95（2012）と No.109（2013）をご参照ください。

格差をもたらす重要な要因である（第5章）。

（3）母親が望む子育て・就業支援について

ア) 高学歴女性は、金銭よりも就業での支援策を選好する傾向がある。

イ) 低所得、多子家庭の女性は金銭的支援を、理想の子ども数に達していない女性は保育サービスの充実を、世帯年収の高い女性や正社員女性は休業・休暇の期間延長を選好する傾向がある（第6章）。

第1章 文献サーベイ：母親の就業と子どものウェルビーイング

（周論文）

本章は、子育て中の女性の就業（とくに出産後の早期仕事復帰）が、子どものウェルビーイングに与える影響について、文献サーベイを通じて既存の実証分析の知見をまとめたものである。

多くの研究者が指摘するように、母親の就業に伴う子育て時間の減少等の変化は、子どものウェルビーイングに「負の効果」を与えると予想される。一方、母親の就業による可処分所得の増加等の変化は、子どものウェルビーイングに「正の効果」をもたらす可能性もある。そのため、母親の就業が子どものウェルビーイングに与える実質的效果は、その「正の効果」と「負の効果」の力学関係によって決まると考えられる。

1990年代以降に欧米で行われた実証研究から比較的一致した見解がある。つまり、子どもが満1歳までの乳児期においては、母親の就業による「負の効果」が「正の効果」を上回ることが多く、一方、子どもが満1歳以降の子育て期においては、2つの効果がちょうど相殺されるか、「正の効果」がやや優勢である。

また、子どもが3歳未満の時期においては、保育サービスの質はとくに重要な要素である。子どもに良質な保育サービスを受けさせている場合には、母親の就業は子どものウェルビーイングに負の影響をほとんど与えておらず、むしろ、子どもがより高い認知能力を身につける等、正の影響がしばしば確認されている。一方、子どもに質の悪い保育サービスを受けさせている場合、母親の就業は子どものウェルビーイングの低下につながるとの報告が少なくない。

第2章 母親の非典型時間帯労働の実態と子どもへの影響

（大石論文）

本章では、母親たちが早朝、夜間、深夜といった非典型時間帯で働く動機について仮説の検証を行った後、非典型時間帯労働が子どもへの時間的・経済的インプットに影響をもたらしているかどうかを検討した。

その結果、非典型時間帯で働く理由は、二親世帯の母親と母子世帯の母親で大きく異なっ

ていることが分かった。夜間勤務の賃金プレミアムは、母子世帯の母親については確認されたものの、二親世帯の母親では確認されなかった。また、母子世帯の母親の場合、子どもに高等教育を受けさせる予定のある者、副業に従事している者が、非典型時間帯で働く確率が高い。一方、二親世帯の母親の場合、貯蓄なしまたは貯蓄を取り崩している者、子どもの年齢が3歳以上である者は、非典型時間帯で働く確率が高い。

子どものウェルビーイングについてみると、母親の非典型時間帯労働は、子どもと過ごす時間（睡眠時間を除く）や子どもとの夕食回数には負の影響を及ぼしているものの、育児費や習い事・塾代には影響を与えていない。これは、子どもと過ごす時間と引き換えに、非典型時間帯労働をしていない世帯とほぼ同水準の子どもへの支出を子どものために行っていることを意味する。

第3章 絡み合うリスクと子どもへの影響：婚前妊娠、若年出産、離婚

（阿部論文）

本章では、10歳代（15～19歳）で出産した母親とその子どものウェルビーイングについて分析を行った。主な結論は、以下の通りである。

まず、10歳代で出産（若年出産）した母親は、現時点において無配偶である率が非常に高く、その殆どが夫と離別している。次に、若年出産した母親は、そうでない母子世帯の母親に比べても、学歴が著しく低く、就労状況も求職中が多いなど厳しい状況にある。若年母親は、そうでない母親に比べても、成人前に両親が離婚した率や、児童虐待を受けたことのある率、成人前に生活保護を受けた経験がある率、成人前に父親が死亡した率が多くなっている。これらの複合的な逆境の要素は、若年出産で生まれた子ども、および、その後の子どもに影響を与えている可能性がある。

このような複合的な因果関係を考慮したモデルを用いて、若年出産の子どものウェルビーイング（学業不振、不健康、不登校）に与える影響の経路を推計した。その結果、若年出産は、低学歴となるリスク、無配偶となるリスクにそれぞれ大きい影響を与え、それらが低所得となるリスクを高め、この3つの要素（低学歴、無配偶、低所得）による複合的な影響が子どものウェルビーイングを悪化させていることがわかった。

若年出産そのものによる直接的な子どものウェルビーイングへの影響は観察できず、若年で初産した母親の子どものウェルビーイングがそうでない子どもに比べて低いのは、母親の低学歴、無配偶といった若年出産の間接的な影響によるところが大きい。

第4章 母親の不本意就業とそのウェルビーイングに与える影響

（馬論文）

本章は、不本意な就業形態で働く子育て女性はどのくらい存在しているか、不本意型就業者になる要因、および不本意就業がどの程度母親のウェルビーイングに影響を与えているの

かについて分析している。

不本意型就業は総じて2つのタイプに分けることがである。1つは、現実の就業状況に比べ、より多く働くことを希望する、いわゆる「就業増加型（不本意就業型Ⅰ）」である。もう1つは、現実の就業状況に比べ、就業を減らすことを希望する「就業減少型（不本意就業型Ⅱ）」である。正社員の約1割は、「就業減少型（不本意就業型Ⅱ）」のグループ、非正社員の2-5割は、「就業増加型（不本意就業型Ⅰ）」のグループに属している。

不本意型就業者になる要因に、母親の就業状況（職業キャリアタイプ、第1子出産半年前の就業形態、第1子出産1年後の就業形態、就業時間の規則性）、職種・業種、学歴・年齢、家族構成、生活と仕事に関する考え方などが影響している。

推定結果によると、本意型就業者グループに比べ、不本意型就業者グループは生活満足度が低く、うつ状態になる可能性が高く、主観的健康状態が悪い傾向にあることが分かった。

母親のウェルビーイングを高めるためには、就業形態における現実と希望の格差解消（特に出産前後の就業形態におけるミスマッチ問題）が必要である。また、育児休業制度の利用促進と同時に、育児休業明けに仕事と育児が両立できる就業環境の構築も望まれる。

第5章 シングルマザーの幸福度、健康と経済的ウェルビーイング

（Raymo 論文）

本章は、シングルマザーは、既婚マザーに比べて、精神的・身体的ウェルビーイングがどれほど不利な状況下にあるのかを分析している。具体的には、4つのウェルビーイング指標（幸福度、うつ指標、健康度の自己評価、暮らし向きのゆとり感）を用いて、シングルマザーにありがちな属性、経済的困難、就業環境のストレス、不利なライフイベント体験の影響を検証している。

推定結果によれば、日本のシングルマザーは、4つのウェルビーイング指標すべてにおいて、既婚マザーよりも不利な状況に置かれていることが明らかになった。シングルマザーになる者の属性バイアス、経済的困難、仕事関係の不安感、生活の中で生じるストレスは、不利な状況をもたらす主因と考えられる。とくに、以下2点の分析結果について強調する必要がある。

第1に、経済的困難は、シングルマザーの幸福度と健康状態を決める非常に重要な要因である。世帯収入、貯蓄状況、生活必需品の消費状況等、経済的困難度の具体的指標を考慮した推定結果では、考慮しなかった推定結果に比べて、シングルマザーと既婚マザー間の幸福度と健康度格差が約半分の大きさにまで縮小する。

第2に、シングルマザーは既婚マザーと比べて、不利なライフイベント体験を報告する者の割合が高く、こうした不利な体験は、いずれのウェルビーイング指標においても、シングルマザーと既婚マザー間の格差を部分的に説明できる。

したがって、シングルマザーのウェルビーイングを改善するためには、経済的困難の解消が必要不可欠である。また、就業を通じて経済的自立を促す現行の政策は、シングルマザーが直面する仕事と家庭のコンフリクトを深め、母親の精神的・身体的健康を損なうといった予期せぬ結果

をもたらす可能性がある。そのため、就業支援と平行して、所得面での支援（策）の充実も必要である。

第6章 子育て期の母親に求められている支援策

（坂口論文）

子育て期の母親が直面している問題は多様である。単一の指標の改善をもって母親全体のウェルビーイングを評価することは難しい。また、どのような指標とその組み合わせが適切であるかは先見的には分からない。そこで、本章は、特定の支援策が母親に与える影響ではなく、どのような層の母親がどのような支援策を必要としているのかを検討している。

支援策を「金銭的支援」、「保育サービス」、「休業・休暇の期間延長」の3つのカテゴリーに分けて、回帰分析を行った結果、下記の知見が得られた。

- (1) 高学歴女性は、金銭よりも就業での支援策を選好する傾向がある。
- (2) 低所得、多子家庭の女性は、金銭的支援を選ぶ傾向がある。
- (3) 理想の子ども数に達していない女性は、保育サービスの充実を望む傾向がある。
- (4) 世帯年収の高い女性や正社員女性は、休業・休暇の期間延長を選好する傾向がある。

そのほか、若い世代を中心に、産後も継続して就業することや、その際に休業を取得することに対する権利意識が浸透していることから、休業・休暇の権利を法制面からさらに担保・拡充していくことのニーズはある。ただし、制度を拡充する上で、正規・非正規間の不均衡を是正することは必要不可欠と考えられる。

4 政策的インプリケーション

女性の活躍促進と、子どものウェルビーイング重視とは両立できる命題なのか。本資料シリーズは、「子どもにハームレスな子育て期の働き方」等をテーマに、文献サーベイ（第1章）とオリジナルな実証分析の結果（第2-6章）²をまとめたものである。

母親の就業が子どものウェルビーイングに与える影響は、総じて限定的で思ったほどネガティブな影響はないものの、子どもが満1歳までの乳児期での早すぎる仕事復帰や、質の悪い保育サービスを利用しながらの就業は、子どものウェルビーイングの低下につながりやすい。そのため、質の高い保育サービスの提供や、子どもが満1歳までの休暇取得の権利を母親に保障することは、子どものウェルビーイングを守る意味では非常に重要である。日本では、出産・育児休暇制度（法定出産休暇14週、育児休暇52週）が相当充実している。問題は、母親の多くが出産前後に無職か、非典型就業者であるため、出産・育児休暇制度が適用されないケースが多いことである。こうした母親に対しては、夫の失業や離別・死別等の理由で経済的困難に直面した時に、早すぎる仕事復帰をしなくても生活できるように、新たな

² そのうち、第4-5章は母親のウェルビーイング、第6章は母親の望む子育て・就業支援に焦点を当てた分析である。第4-6章の政策的インプリケーションは、第3節（「各章の要旨」）をご参照ください。

所得支援策の整備が望まれる（第1章）。

母親の夜間等非典型時間での就業は、子どもへの時間的インプットの減少につながりやすく、長期的にみて、子どもに深刻な影響が生じる懸念がある。とくに母子世帯の母親の場合、子どもの高等教育費を貯めるため、2つ以上の仕事を掛け持ちするなど、非典型時間帯で働いて収入を増やすほかないという問題が浮き彫りになっている。そのため、母子世帯の母親に対する就業支援と併行して、所得支援策の一層の充実も必要と考えられる（第2章）。

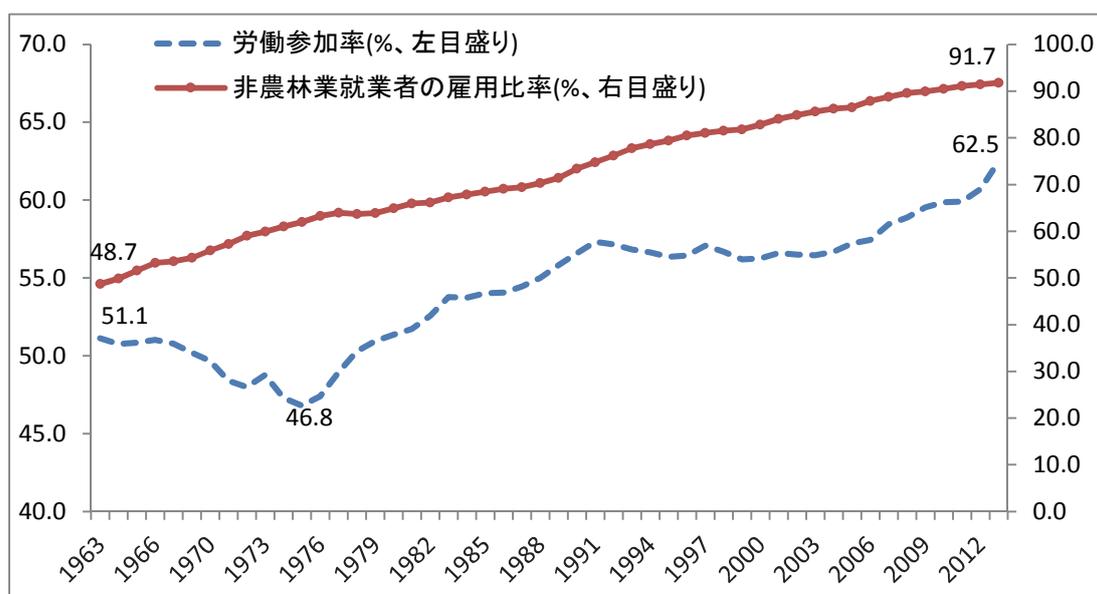
子どものウェルビーイングは、母親の生い立ちからも影響を受けている。10代後半の若年母親から生まれた子どものウェルビーイングを調べたところ、そのウェルビーイングが顕著に低いこと（学業不振、不健康、不登校）が分かった。しかし、それは若年出産そのものによる影響というより、若年出産が引き起こす母親の低学歴、無配偶による間接的な影響の結果といえる。貧困対策だけではなく、子どものウェルビーイングを守る視点からも、若年出産した女性が低学歴にならないような支援策が必要である（第3章）。

第1章 文献サーベイ：母親の就業と子どものウェルビーイング

1 背景

既婚女性の職場進出は、20世紀の重大な歴史的出来事である（Goldin1990）。欧米諸国に続き、日本でも、戦後初期までは独身女性が職場進出の主力層だったが、次第に既婚女性、そして若い子どもを育てている女性の賃金労働者が増加してきた（周 2013）。総務省統計局「労働力調査」によれば、15-64歳既婚女性の労働力人口比率（労働参加率）は、1960年代から1975年までの間に46.8%までに下がったものの、その後上昇を続け、2013年現在は62.5%に達している（第1-1図）。そのうち、非農林業に従事する既婚女性の9割以上は、自営業や家族従業者以外の賃金労働者である。

第1-1図 15-64歳有配偶女性の労働参加率と雇用比率の推移(1963~2013年)



出所：総務省統計局「労働力調査」(各年)より筆者が作成。

注：元の資料に記載がなかったため、1967年の数値が欠けている。

子育て中の女性の就業は、女性の経済的・社会的地位の向上、人材の活用とGDPの増大に大きく貢献するものと考えられる一方、それが子どもの成長に及ぼす影響等について懸念する声も少なくない。一般的に、母親の就業は、子どもの健康状態、認知能力、情緒発達、行動面の問題等のウェルビーイング(well-being)に直接の影響を与えるとは考えにくいものの、就業によって生じる母親の子育て時間の減少や家庭環境の変化、子どもの保育所等の家庭外での経験等を経由して、間接的に子どものウェルビーイングにインパクトを与える可能性が指摘されている（Leibowitz2005、Ashlesha *et al.*2014）。大規模な調査データが整備されているアメリカ、カナダ、イギリス等の先進国を中心に、母親の就業と子どものウェルビーイング

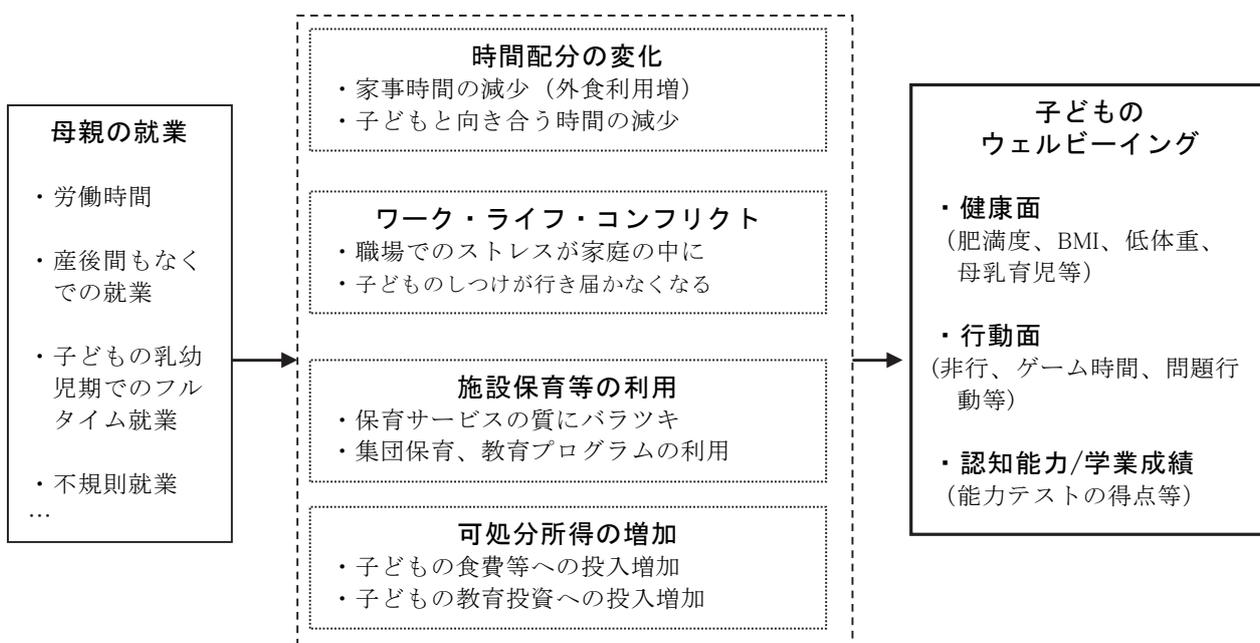
との因果関係について、経済学、社会学、人口学、公共政策学、公共衛生学、心理学等様々な分野から多くの研究成果が生まれている。

2 母親の就業が子どものウェルビーイングに影響を及ぼす経路

母親の就業は、複数の経路を通じて子どものウェルビーイングに影響を及ぼす可能性があると考えられる（第1-2図）。

まず、母親の就業は、時間配分の変化をもたらす。就業時間が増え、家事時間が減少するため、専業主婦の家庭よりも有業母親の家庭では、子どもの肥満や不健康を招く恐れのある外食や冷凍食品の使用頻度が高くなる傾向がある（Johnson *et al.* 2012）。また、就業することで母親が子どもに本を読み聞かせる、宿題のチェックをするなど子どもと向き合う時間が短くなり、それが子どもの認知能力や学業成績に負の影響を及ぼす懸念もある。

第1-2図 母親の就業が子どもに影響を及ぼす主な経路



出所：Ashlesha *et al.* (2014)、Johnson *et al.* (2012)、Blau and Grossberg (1992) を参考しながら筆者が作成。

次に、母親の就業によってワーク・ライフ・コンフリクト (Work-Life Conflict、以下 WLC) が生じる恐れがある。職場で受けた仕事のストレスや身体的疲れが、そのまま家庭内に持ち込まれることがあるからである。実際、厚生労働省の調査（第1-1表）によれば、「仕事や家事が十分にできない」、「気持ちに余裕をもって子どもに接せない」と回答した母親の割合は、常勤就業の母親がもっとも高く（それぞれ15.1%と23.5%）、無職の母親よりそれぞれ10ポイント、6ポイント高い。WLCによって、子どもと過ごす母親の育児時間 (parenting time) の質が低下し、子どもへのしつけが十分に行き届かなくなるため、子どものウェルビーイング

グが低下する可能性がある。例えば、Aizer (2004) によると、思春期の子どもに対する放課後の監督が不足している家庭では、子どもに問題行動や非行が起こりやすくなっている。

第 1-1 表 母親の働き方と子育てで負担に思うこと (%、複数回答)

| | 子育てによる身体の 疲れが大きい | 仕事や家事が十分 にできない | 気持ちに余裕をもっ て子どもに接せない |
|---------------|---------------------|-------------------|------------------------|
| 総数 | 12.0 | 9.9 | 18.7 |
| (母親の出産前後の働き方) | | | |
| 出産 1 年前から無職 | 15.0 | 5.0 | 15.0 |
| 出産後から無職 | 15.4 | 7.3 | 21.7 |
| 出産後から有職 | 8.9 | 8.8 | 14.8 |
| 出産 1 年前から有職 | 12.4 | 15.7 | 22.4 |
| (母親の現在の就業状況) | | | |
| 無職 | 14.2 | 6.7 | 17.5 |
| 有職 | 10.6 | 11.6 | 19.2 |
| 常勤 | 11.7 | 15.1 | 23.5 |
| パート/アルバイト | 10.1 | 10.2 | 17.6 |

出所：厚生労働省「第 9 回 21 世紀出生児縦断調査 (2001 年出生児)」(2010 年)。

注：集計対象者は、2001 年に生まれた子ども (調査時 9 歳) の保護者である。

さらに、母親の就業時間帯に子どもの世話をする者が、母親から母親以外の者になることも、子どもにとっての大きな変化である。例えば、日本では、保育施設 (認可保育所、認証保育所、認定子ども園、事業所内保育所、ベビーホテル等) を利用しながらの就業が現在主流となっているが、祖父母による家庭内保育や、ベビーシッターを利用する有業母親も少なからずいる。こうした母親以外の者による保育サービスの質には、大きなバラツキが存在している。母親のケアと比較しても遜色のない良質な保育サービスを利用すれば、子どものウェルビーイングにむしろプラスの効果が期待できる。一方、質の悪い保育サービスを利用した場合には、子どもの健康が損なわれたり、認知能力の発達が遅れたり、死亡事故にあう危険性さえある。

一方、母親の就業は、子どものウェルビーイングに有益な影響を及ぼす可能性もある。まず、母親の就業は、可処分所得の増加につながるため、子どもの食費、娯楽費や教育支出により多くの経済的投入が可能となり、結果として、子どもの健康状況や学業成績等の改善をもたらす効果が期待できる (Becker1985、Blau and Grossberg1992)。また、母親の就業中に子どもを幼児教育プログラムの整った集団保育施設に預けることで、子どもの認知能力やコミュニケーション能力が向上することも考えられる (Currie2001、Waldfogel2002)。これは、ペアレンティング・スキル (parenting skill) に欠けている母親の場合に、とくに大きなプラスの効果が期待できる (Gagne2003)。

したがって、母親の就業が子どものウェルビーイングに最終的にどのような影響を与えるのかは、子育て時間の減少、WLC 等による「負の効果」と、可処分所得の増加、集団保育で

のペアレンティング・スキル不足の補い等による「正の効果」の力学関係にあると思われる。仮に、その「正の効果」が「負の効果」を上回っていれば、実証分析では、母親の就業が子どものウェルビーイングの改善につながるとの結果が得られる。その逆も同じである。

3 因果関係の解明は至難の業

残念ながら、母親の就業と子どものウェルビーイングとの因果関係を立証することは、技術的に非常に難しい（Currie2005）。「選択バイアス」と「観察されない属性のバイアス」によって生じる就業の内生性が、その関係を複雑化させているからである。

まず、就業した母親には、明らかな選択バイアス（selection bias）が存在する。例えば、母親が就業するかどうかの意思決定は、子どもの健康状態や発達度合いに影響されることが多く、健康な子どもを持つ母親ほど、就業を選ぶ傾向がある。こうした選択バイアスを考慮せずに通常の推定方法で子どもの健康に対する母親の就業効果を測定すると、見せ掛け（spurious）の正の効果があると報告される恐れがある。

次に、アンケート調査では観察されない母親と子どもの属性・選好もバイアス（omitted variables bias）を引き起こす可能性がある（Waldfogel2002）。これらの観察されない属性が母親の就業決定に関わっている場合、バイアスの修正を行わない限り、母親の就業効果を正しく計測することができない。例えば、子どもの認知能力を育てることに不得意な母親ほど早く仕事に復帰する傾向があるとする。こうした母親の子育てスキルをコントロールせずに、子どもの認知能力に対する母親の早期仕事復帰の効果を推定した場合、母親の仕事復帰の影響が過小評価されてしまう。一方、利口で反応の早い子どもほど、その母親は、子どもが保育所の集団生活になじみやすいと信じて、早期の仕事復帰を選ぶことも考えられる。その場合、子どもの利口さを考慮しない推定結果では、子どもの認知能力に対する母親の仕事復帰の影響が過大評価されてしまう。

ランダム実験（random experiment）の手法が用いられない限り、選択バイアスと観察されない属性によるバイアスを完全に排除するのは不可能に近い。しかし、現実の世界では、子育て世帯を母親就業グループ（いわゆる“Treatment Group”）と母親非就業グループ（いわゆる“Comparison Group”）に無作為に振り分け、その子どものウェルビーイング等を追跡調査するというランダム実験は、倫理上と費用上の理由で実施困難である。そこで、既存研究は主にアンケート調査から得られる観測データに基づき、(1)固定効果モデル、(2)操作変数法、または(3)傾向スコア法などの手法によって、選択バイアス等の影響を軽減しようとしている。

（1）固定効果モデル（Fixed Effect Model）

FEモデルを用いた研究例には、Johnson *et al.*（2012）がある。この論文は、複数年（1997-2003）のパネル調査データを用いて、低収入の母親の就業が子どものウェルビーイングに与える影響を調べたものである。

1 時点だけの横断面データだけでは、観察されない属性変数の影響が残差項に残るため、母親の就業による影響を正しく推定することができない。ところが、子どものウェルビーイングに影響を与える観察されない属性のうち、子どもの利口さ、親の育児能力等、時間を通じてほぼ一定である属性（いわゆる「固有の属性」）も少なくない。複数時点のパネル調査データを利用すれば、こうした変化しにくい固有の属性による影響を簡単に除去することが可能である。

具体的には、FE モデルは、同一子どもにおける t 時点と $t-n$ 時点のウェルビーイングの変化を被説明変数として回帰分析を行うことで、残差項にあった観察できない固有属性の影響を排除している。言い換えれば、FE モデルは、同一個人に対して、母親の就業状態の変化が子どものウェルビーイングにどのような変化をもたらしているかを見ているため、子どもの利口さの違い等、個人間の異質性がもたらす推定バイアスを回避できている。

Johnson *et al.* (2012) によると、横断面データによる OLS 推定の結果では、無職の母親に比べて有業母親の子どもは、行動面の問題が少ない（見せ掛けの効果？）。一方、個人間の異質性を考慮した FE モデルの推定結果によれば、母親の就業の有無は、子どもの行動面のパフォーマンスに有意な影響を及ぼしていない。

（2）操作変数法（Instrument Variable Method）

IV 法を用いた研究例には、Frijters *et al.* (2009) がある。この論文は、母親の就業の有無がどこまで子どもの発育状況によって左右されるかを調べたものである（本章のテーマとは逆の因果関係の検証）。この場合も同様に、観察されない属性のバイアスによる内生性の問題が存在する。そこで、Frijters *et al.* (2009) は、母親の就業決定とは無関係の外生変数の中から、子どもの発育状況の予測指標（predictor）になりうる変数（この場合、子どもが左利きまたは両利きかどうか）を選び出して、操作変数として用いている。

具体的には、まず操作変数とその他の外生変数(X)を用いて子どもの発育不良の確率(Y2)を推定し、その予測値を得る（第1段階推定）。次に、第1段階推定から得られたY2の予測値とその他の説明変数(X)を用いて、母親の就業確率(Y1)を推定する（第2段階推定）。Frijters *et al.* (2009) における第2段階推定結果によれば、Y2の予測値の係数推定値が-0.107（5%水準で統計的有意）となっているため、発育不良の子どもがいることで、母親の就業確率が10.7%ポイント低下することが分かった（同OLS推定値の約3倍の大きさ）。

もっとも、Y1と相関する無効な操作変数を用いた場合の推定量は、OLSモデルの推定量よりも、むしろバイアスが大きくなる可能性がある。また、Y2との相関が弱い操作変数を使用した場合も、OLSモデルと同様に標準誤差を正しく推定することができない(Murray2006)。そのため、Frijters *et al.* (2009) は、操作変数の有効性と予測指標としての適切さを立証するために多くの紙幅を割いている。

(3) 傾向スコア法 (Propensity Score Matching Analysis)

PSM 分析を利用した研究例として、Berger *et al.* (2005) がある。Berger *et al.* (2005) は、産後 3 ヶ月以内の早期仕事復帰という Treatment が子どものウェルビーイングに与える影響を調べようとした。その場合、同一母親について早期仕事復帰をした場合としなかった場合の子どものウェルビーイングの違いを比較するのがベストな方法であるが、現実の世界では我々は、いずれかの場合のアウトカムしか観察できない。

そこで、Berger *et al.* (2005) は、仕事復帰しなかったまたは産後 3 ヶ月以降に仕事復帰した母親 (Control Group と呼ぶ) の中から、産後 3 ヶ月以内に復帰した母親 (Treatment Group と呼ぶ) とよく似た属性を持つ個人を探し出して、両グループの子どものウェルビーイングが顕著に異なるかどうかを調べた。

具体的には、まず、一連の個人属性 (年齢、学歴、結婚の有無等) を使って logit モデルで母親の早期仕事復帰の確率を推定し、その予測値を傾向スコアとして各サンプルに振り分ける。次に、傾向スコア値で Treatment Group の各標本とマッチング性の高い標本を Control Group から選び出す。マッチングできなかった Control Group のサンプルを切り捨て、マッチングできたサンプルのみを次のステップの分析に用いる。最後に、マッチングできた両グループの標本を用いて、子どものウェルビーイングに対する早期仕事復帰の有無、個人属性等の影響を回帰分析する¹。その結果、産後 3 ヶ月未満の早期仕事復帰は、母乳育児、予防接種、外在的問題行動 (4 歳時) といった子どものウェルビーイング指標について負の影響があることが分かった。

その他、観察されない属性によるバイアスを軽減するもっとも簡単な手法は、母親と子ども、世帯に関するなるべく多くの属性を説明変数としてモデルに加えることである。Ruhm (2004) が米国の若年者全国調査 (National Longitudinal Survey of Youth) データを利用した研究例では、できる限りの属性変数を実証モデルに投入している。その結果、子どもの認知能力に対する乳幼児期の母親就業の影響は、通常の推定よりもよりネガティブな数値になっていることが分かった。

4 母親の就業による影響は総じて限定的

母親の就業と子どものウェルビーイングとの因果関係について、様々な分野の研究者が様々なデータを用いてその解明に挑んできたが、残念ながら一致した結論は得られていない²。母親の就業は、子どものウェルビーイングに「負の影響」があると報告されている一方、「正

¹ PSM 法のコマンドは、統計ソフト STATA (ver.13) の標準搭載になっていないものの、ウェブサイトからその ado プログラムパッケージ (psmatch2, pscore, nnmatch 等) をダウンロードできる。そのうち、「psmatch2」の公開サイトは、<http://ideas.repec.org/c/boc/bocode/s432001.html> である。

² 既存研究に対するレビューとしては、Korenman and Kaestener (2005), Smolensky and Gootman (2003), Blau and Currie (2004), Ruhm (2004), Waldfogel (2007), Johnson *et al.* (2012) が参考になる。

の影響」または「影響なし」との研究報告もある。分析対象（例えば、低所得家庭 vs. 一般家庭）、就業パターン（例えば、規則的作業 vs. 不規則的作業）および就業の内生性問題に対する制御程度の相違が、異なる結論を導いている主な原因と考えられる。

そのうち、1990年代以降に欧米で行われた研究（内生性問題を一定程度制御した研究を中心に）³から得られた比較的一致した意見として、母親の就業と子どものウェルビーイングとの関係は、子どもの年齢によって異なるものの、総じてその影響が限定的で、思ったほどネガティブな影響はない、というものがある（Waldfogel2007）。

例えば、子どもが満1歳までの乳児期においては、母親が一定期間中に育児に専念することが子どもの健康に総じてプラスの効果をもたらすこととおおむねの一致が得られている。いくつかの研究では、母親の育児休業期間が長いと、乳児の死亡確率が低下したり、低体重児が減ったり、母親が産後うつになりにくかったりすることが確認されている（Chatteriji and Markowitz2004、Tanaka2005）。また、産後まもなく（3ヶ月または6ヶ月以内）での母親のフルタイム就業は、一部の乳児の間に認知能力の発達の低下をもたらしたとの報告もある（Baum2003、Ruhm2004）。さらに、Coley and Lombardi（2013）がアメリカの低所得家庭を対象とした実証分析によれば、産後8ヶ月未満での仕事復帰は、子どもの7歳時点での社会情緒的発達の低下につながる。ただし、良質な保育サービスを用いながらの就業や、子どもと過ごす時間をある程度確保できる就業であれば、子どもの健康への影響がみられないとの研究結果も多い（Hausfather *et al.*1997）。

子どもが1歳から2歳までの期間においては、総じて、母親の就業による子どもの認知能力の低下現象は見られなかった。ただし、この年齢階層の児童でも、無資格者による保育や保育士の配置不足等、質の悪い保育サービスを受けている場合や、保育所等に預ける時間が長すぎる場合には、行動問題が生じやすくなる（Blau2001、Connor and Brink 1999）。逆に、母親が働きながら子どもに良質な保育サービスを受けさせている場合には、むしろ、子どもがより高い認知能力を身につけることができ、行動面でも悪い影響を受けない（Barnett 1995、Currie2001、Waldfogel2002）。

3歳から5歳までの子どもにおいても、母親の就業が子どもの認知能力の発達や行動にあまり影響を与えないとの研究結果が多い（Brooks-Gunn *et al.*2002）。ただし、母親が深夜や休日等の非典型時間帯で働く場合、正規の保育所を利用できないため、子どもの読解能力のテスト成績が低くなる傾向が報告されている（Han2005）。また、母親の学歴とペアレンティング・スキル（parenting skills）も多少影響しているようである。Gagne（2003）のカナダのデータを用いた分析では、同じく高学歴でペアレンティング・スキル得点の高い母親を持つ3歳～5歳児童のグループでは、専業主婦の子どもは、Peabody Picture Vocabulary Test（PPVT）⁴

³ 日本を対象とした実証研究（大石 2014、馬 2013、李 2012、山内 2001、Mitsuhashi 他 2012）もいくつかあるものの、内生性の制御が十分ではないため、本サーベイの対象外とした。

⁴ PPVTは言語能力と学力を評価するために開発された簡易検査キットである。初版（1959年）は教育学の専門家であるLloyd M. DunnとLeota M. Dunnより開発された。

において比較的高い点数を得ている。逆に、低学歴でペアレンティング・スキルが優れていない母親を持つ児童のグループでは、有業母親の子どもが高い PPVT 得点を示している。

小学生（6-11 歳）と中・高校生（12-18 歳）の場合、母親の就業が子どものウェルビーイングに与える影響が一層弱くなるとの見方が多い。ほとんどの既存研究は、6 歳以上児童の認知能力や社会能力の発達、親の就業パターンから影響を受けておらず、その他の世帯属性がより関係していると見ている（Smolensky and Gootman 2003）⁵。ただし、世帯収入と家庭環境等の世帯属性の一部は、母親の就業状況に左右されるので、一様に母親の就業が 6 歳以上児童のウェルビーイングに影響を与えていないと結論付けるのは難しいようである（Waldfogel2007）。

このように、就業の内生性を考慮した欧米の実証研究は総じて、子育て期における母親の就業が子どものウェルビーイングに負の影響を与えるのは一部のケース（子どもが乳児期での早すぎる仕事復帰や、不規則勤務または質の悪い保育サービスを利用しながらの就業等）に限り、子どもが満 1 歳以降の時期における母親の就業は、子どものウェルビーイングに影響しないか、正の影響を与えていることを示唆している（Barnett 1995、Blau and Grossberg1992、Currie2001、Gagne2003）。

5 産後の仕事復帰を支える各国の出産・育児休業制度

多くの実証研究から得られた共通認識は、少なくとも産後 3 ヶ月未満の仕事復帰は、母体保護と子どものウェルビーイングの観点から望ましくない（Baum2003、Ruhm2004、Tanaka2005）。

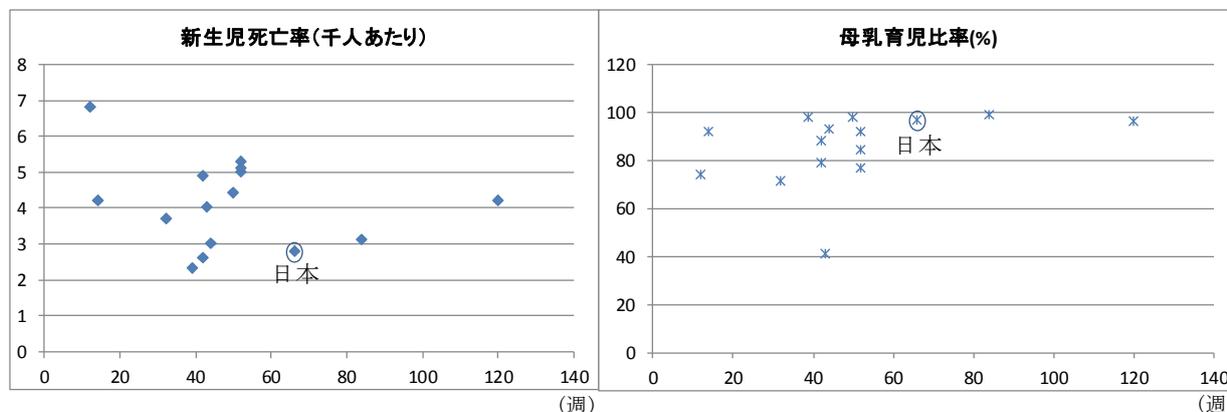
実際、国際労働機関（ILO）は 2000 年の「母性保護条約」（第 183 号）において、産後 14 週間（3 ヶ月半）またはそれ以上の法定出産休暇（statutory maternity leave）を女性労働者に付与するよう加盟国に呼びかけている。2013 年現在、発展途上国を含む世界 185 の国と地域のうち、98 カ国（53%）は ILO 条約第 183 号の規定を満たしている。先進国の場合、米国とアイスランドを除く EU と OECD の全ての国は 14 週間以上の法定出産休暇を認めており、法定出産休暇期間中には、休業前の収入の一部または全部を社会保障（保険）より支払われる仕組みができています（ILO2014）。

さらに、法定の出産休暇に加え、育児休業（parental leave）制度も先進国ではほぼ定着してきた。ILO（2014）がまとめた先進国 41 カ国について、法定出産休暇と育児休業と合わせて母親が取得可能な休業期間（無給付期間を含む）は、平均値で 1.4 年間（72 週間）、中位値で 1 年間（52 週間）となっている。そのうち、ポーランドやスロバキア等の東欧国では、出産・育児休業期間が最大 4 年弱に達している。なお、日本の法定出産・育児休業の長さ（出

⁵ 母親就業の内生性バイアスを考慮した Kan(2012)の PSM 推定の結果では、母親の就労は、思春期の子どものウェルビーイングへの正の効果が報告されている。具体的には、子どもが思春期の母親の就業は、子どもの「成績が悪い」確率を引き下げ、子ども（女兒に限る）の最終学校教育年数にもプラスの影響を及ぼす。

産休暇 14 週間、育児休業 52 週間) は、先進国の中で中程度である。

第 1-3 図 出産・育児休業の法定期間と子どものウェルビーイング（高所得国）



出所：OECD（2014）、ILO（2014）の原データより筆者が加工したものである。

注：等価可処分所得（0-17歳の子どものいる家庭）が2万ドル以上の高所得国15ヶ国についての集計結果である：アメリカ(12)、スイス(14)、ベルギー(32)、アイスランド(39)、オランダ(42)、ルクセンブルク(42)、アイルランド(43)、フィンランド(44)、デンマーク(50)、カナダ(52)、オーストラリア(52)、イギリス(52)、日本(66)、ノルウェー(84)、オーストリア(120)。なお、括弧の中は、法定出産休暇と育児休業の総週数（注：重複計算のケースが一部あり）である。

では、出産・育児休業の法定期間（無給付期間を含む）の長い国ほど、総じて子どものウェルビーイングが高いのか。第1-3図では、日本を含む高所得国15カ国について、出産・育児休業の合計期間と子どもの健康面のウェルビーイング指標の散布図である。出産・育児休業の法定期間の長い国の方が、総じて新生児死亡率が低くなるが、母乳育児比率はそれほど変わらないことが分かる。なお、新生児死亡率は、出産・育児休業期間の長さに伴い直線的に下がるわけではなく、期間が50週間を超えるあたりから、その水準はほとんど変わらない（第1-3図）。

なお、出産・育児休業制度をめぐっては、近年新たな課題が浮上している。過去20年間において世界各国で出産・育児休業制度はかなり充実してきたものの、制度の適用対象が正規雇用者の女性に限定される場合が多いという現状はあまり変わっていない。自営業者、農林漁業従事者等の非雇用者は、ほぼ例外なく出産・育児休業制度の適用から除外されており、非正規雇用者の女性もこの制度を利用できない場合が多い。ILO（2014）がまとめたグローバル統計によれば、女性雇用者における法定出産休暇の適用率は4割程度（40.6%）に過ぎず、出産休暇期間の手当の受給率にいたっては3割未満（28.4%）である。非典型就業者への出産・育児休業制度の適用や、専業主婦の出産・育児への支援制度の充実は、各国共通の課題と言える。

6 文献サーベイからの示唆

本章は、子育て中の女性の就業（とくに出産後の早期仕事復帰）が子どものウェルビーイングに与える影響について、文献サーベイを通じて既存の実証分析の知見をまとめたものである。多くの研究者が指摘するように、母親の就業に伴ういくつかの変化（例えば、子育て時間の減少、ワーク・ライフ・コンフリクト）は、子どものウェルビーイングに「負の効果」を与えると予想される。一方、母親の就業による可処分所得の増加、集団保育でのペアレンティング・スキル不足の補い等の変化は、子どものウェルビーイングに「正の効果」をもたらす可能性もある。そのため、母親の就業が子どものウェルビーイングに与える実質的效果は、その「正の効果」と「負の効果」の力学関係によって決まると考えられる。

そこで、1990年代以降に欧米で行われた実証研究から得られた比較的一致した見解は、子どもが満1歳までの乳児期においては、母親の就業による「負の効果」が「正の効果」を上回ることが多く、一方、子どもが満1歳以降の子育て期においては、2つの効果がちょうど相殺されるか、「正の効果」がやや優勢である。とくに、子どもの乳児期における母親の早すぎる仕事復帰は、乳児死亡率、低体重児比率等の健康指標だけではなく、認知能力の発達や小学生になってからの社会情緒的発達度合い等の指標面においても、子どものウェルビーイングにネガティブな影響を与えかねない。

また、子どもが3歳未満の時期においては、保育サービスの質は、母親就業の実質的效果が正か負かを定めるほど大事な要素である。子どもに良質な保育サービスを受けさせている場合には、母親の就業が子どものウェルビーイングに与える負の影響はほとんど検出されおらず、むしろ、子どもがより高い認知能力を身につける等、正の影響がしばしば確認されている。一方、子どもに質の悪い保育サービスを受けさせている場合、母親の就業は、子どものウェルビーイングの低下につながるとの報告が多い。

このように、母親の就業が子どものウェルビーイングに与える影響は、総じて限定的で思ったほどネガティブな影響はないものの、子どもが乳児期での早すぎる仕事復帰や、質の悪い保育サービスを利用しながらの就業は、子どものウェルビーイングの低下につながりやすい。その他、母親の長時間就業はペアレンティング時間の不足を引き起こし、深夜・休日等非典型時間帯の就業は質の悪い保育サービスの利用を誘発するため、子どものウェルビーイング上望ましくない働き方といえる。

これらの実証研究の知見は、日本の子育て支援政策を考える際にも実に示唆に富むものである。1つ目の示唆は、保育サービスの質の重要性である。日本は長い間、画一で高品質な保育サービスで知られている認可保育所の不足問題に悩まされてきた。その結果、無認可保育施設／サービスの利用が増え、その中には監督の行き届かない、質の悪いサービスも一部含まれており、児童虐待や死亡事故の温床となっている。今後は、認可保育所だけではなく、

民間のベビーシッター事業者、ベビーホテル等の無認可保育施設⁶に対しても、サービスの質に対するモニタリングを一層強化する必要があると思われる。

もう1つの示唆は、育児休業制度についてである。前述のように、日本では相当充実した出産・育児休業制度（法定出産休暇14週、育児休業52週）がすでに出来上がっている。しかしながら、母親の多くは出産前後に無職か、非典型就業者であるため、出産・育児休業制度が適用されないケースがほとんどである。こうした母親に対しては、夫の失業や離別・死別等の理由で経済的困難に直面した時に早すぎる仕事復帰をしなくても生活できるように、支援策の充実が望まれる。

参考文献

- 大石亜希子（2014）「母親の非典型時間帯労働の実態と子どもへの影響」労働政策研究報告書『子育て世帯のウェルビーイング—母親と子どもを中心に—』、近刊
- 周燕飛（2013）「仕事と育児の狭間にいる女性たち」労働政策研究報告書 No.159『子育てと仕事の狭間にいる女性たち—JILPT 子育て世帯全国調査 2011 の再分析—』、1-14
- 馬欣欣（2013）「母親の就業状況が子どもの outcomes に及ぼす影響」労働政策研究報告書 No.159『子育てと仕事の狭間にいる女性たち—JILPT 子育て世帯全国調査 2011 の再分析—』、79-106
- 山内太（2001）「子どもの健康資本と親の時間配分行動—親は家計内健康格差に回避的か」『季刊社会保障研究』、37(1)、73-84
- 李青雅（2012）「母親の就業と子どもの肥満」樋口美雄・宮内環・C.R.McKenzie 編著『パネルデータによる政策評価分析(3)親子関係と家計行動のダイナミズム—財政危機下の教育・健康・就業』慶応義塾大学出版会
- Aizer, A. (2004) “Home Alone: Supervision After School and Child Behavior”, *Journal of Public Economics*, 88, 1835-1848
- Ashlesha, D., N. Nicosia, S. V. Shier (2014) “Maternal Work and Children’s Diet, Activity and Obesity”, *Social Science and Medicine*, 107, 196-204
- Barnett, W. S. (1995) “Long-term effects of Early Childhood Programs on Cognitive and School Outcomes”, *The Future of Children*, 5(3), 25-50
- Baum, C. L. (2003) “Does Early Maternal Employment Harm Child Development? An Analysis of

⁶ 2014年3月、インターネットで見つけたベビーシッターに預けた2歳の男児が、母親の就業中に死亡した事件は、日本社会に大きな衝撃を与えた。また、保育士配置の過不足等が原因で、ベビーホテル「ちびっこ園（当時）」（東京豊島区）では1975年以降に20人以上もの乳幼児が急死した上、2001年3月には生後4ヶ月の乳児が窒息死した事件も記憶に新しい。

- the Potential Benefits of leave-Taking”, *Journal of Labor Economics*, 21(2), 409-448
- Becker, G. (1985) “Human Capital, Effort, and the Sexual Division of Labor”, *Journal of Labor Economics*, 3(1), 33-58
- Berger, L., J. Hill, and J. Waldfogel (2005) “Maternity Leave, Early Maternal Employment, and Child Outcomes in the US”, *The Economic Journal*, 115, F29-47
- Blau, D. (2001) *The Child Care Problem*, New York: Russell Sage.
- Blau, D. and J. Currie (2004) “Preschool, Day Care, and Afterschool Care: Who’s Minding the Kids”, NBER Working Paper No.10670
- Blau, D., M. Blau, D. K. Guilkey, B. M. Popkin (1996) “Infant Health and the Labor Supply of Mothers,” *Journal of Human Resources*, 31(1), 90-139
- Blau, D., A. J. Grossberg (1992) “Maternal Labor Supply and Children’s Cognitive Development,” *The Review of Economics and Statistics*, 74(3), 474-481
- Brooks-Gunn, J., W.J. Han, and J. Waldfogel (2002) “Maternal Employment and Child Cognitive Outcomes in the First Three Years of Life: The NICHD Study of Early Child Care”, *Child Development*, 73(4), 1052-1072
- Chatterji, P. and S. and Markowitz (2004) “Does the Length of Maternity Leave Affect Maternal Health?” *NBER Working Paper No. 10206*
- Coley, R. L. and C. M. Lombardi (2013) “Does Maternal Employment Following Childbirth Support or Inhibit Low-Income Children’s Long-Term Development”, *Child Development*, 84(1), 178-197
- Connor, S. and S. Brink (1999) “The Impacts of Non-parental Care on Child Development”, Working Paper WJ-00-2E. Ottawa: Human Resources and Social Development Canada.
- Currie, J. (2001) “Early Childhood Intervention Programs: What Do We Know?”, *Journal of Economic Perspectives*, 15, 213-238
- Currie, J. (2005) “When Do We Really Know What We Think We Know?” In *Work, Family Health, and Well-being*, eds. S. Bianchi, L. Casper, and R. King. Mahwah, NJ: Lawrence Erlbaum Associates.
- Frijters, P., D. Johnston, M. Shah, and M. Shields (2009) “To Work or Not to Work? Child Development and Maternal Labor Supply”, *American Economic Journal: Applied Economics*, 1(3), 97-110
- Gagne, L. (2003) “Parental Work, Child-Care Use and Young Children’s Cognitive Outcomes”, Working Paper 89-594-WIE. Ottawa: Statistics Canada.
- Goldin, C. (1990) *Understanding the Gender Gap: An Economic History of American Women*, Oxford University Press (USA), 119-130
- Han, W. J. (2005) “Maternal Nonstandard Work Schedules and Child Cognitive Outcomes”, *Child*

- Development*, 76(1), 137–154
- Hausfather, A., A. Toharia, C. LaRoche, and F. Engelsmann (1997) “Effects of Age of Entry, Day Care Quality and Family Characteristics on Preschool Behaviour”, *Journal of Child Psychology and Psychiatry*, 38(4), 441–448
- ILO (2014) *Maternity and Paternity at Work—Law and Practice Across the World* (Published online), 1–192
- Johnson, R., A. Kalil, R. Dunifon (2012) “Employment Patterns of Less-Skilled Workers: Links to Children’s Behavior and Academic Progress”, *Demography*, 49, 747–772
- Kan, Mari (2012) “Effects of Maternal Employment on Adolescent Behavior and Academic Outcomes: Evidence from Japanese Micro Data”, Discussion Paper No.541:Inter-Generational Research Institute of Hitotsubashi University (Tokyo)
- Korenman, S. and R. Kaestener (2005) “Work-Family Mismatch and Child Health and Development: A Review of the Economics Research”, In *Work, Family Health, and Well-being*, eds. S. Bianchi, L. Casper, and R.King. Mahwah, NJ: Lawrence Erlbaum Associates, 297–312
- Leibowitz, A. (2005) “An Economic Perspective on Work, Family and Well-being”, In *Work, Family, Health and Well-being*, eds. S. Bianchi, L. Casper, and R.King. Mahwah, NJ: Lawrence Erlbaum Associates.
- Mitsubishi, T., E. Suzuki, S. Takao, and H. Doi (2012) “Maternal Working Hours and Early Childhood Overweight in Japan: A Population-Based Study”, *Journal of Occupational Health*, 54, 25–33
- Murray, M. (2006) “Avoiding Invalid Instruments and Coping with Weak Instruments”, *Journal of Economic Perspectives*, 20(4), pp.111–132
- Ruhm, C.J. (2004) “Parental Employment and Child Cognitive Development”, *The Journal of Human Resources*, 39(1), 155–192
- Ruhm, C.J. (2008) “Maternal Employment and Adolescent Development” *Labour Economics*, 15(5), 958–983.
- OECD (2014) *Social and Welfare Statistics: Child Well-being* (Published online)
- Smolensky, E. and J. Gootman (2003) *Working Families and Growing Kids: Caring for Children and Adolescents*, Washington, DC: National Academy Press.
- Tanaka (2005) “Parental Leave and Child Health across OECD Countries”, *The Economic Journal*, 115(501), F7–F28
- Waldfogel, J. (2002) “Child Care, Women’s Employment, and Child Outcomes”, *Journal of Population Economics*, 15, 527–548
- Waldfogel, J. (2007) “Parental Work Arrangements and Child Development”, *Canadian Public Policy*, 22(2), 251–271